

小学校区における
市民主体の共助のまちづくりを支援する
「小学校区まちづくり支援職員制度」の創設について

1. 「小学校区まちづくり支援職員制度」(地域担当職員制度)創設の背景

白井市は、社会情勢等の変化により、地域において福祉、健康づくり、防災、防犯、子育て、子どもの健全育成、コミュニティ形成等、様々な課題への対応が求められる一方、地域の人の関わりやつながりが低下する傾向がみられ、市民の暮らしを支え、困りごとや様々な課題を解決していく役割を地域が担いきれなくなりつつある。

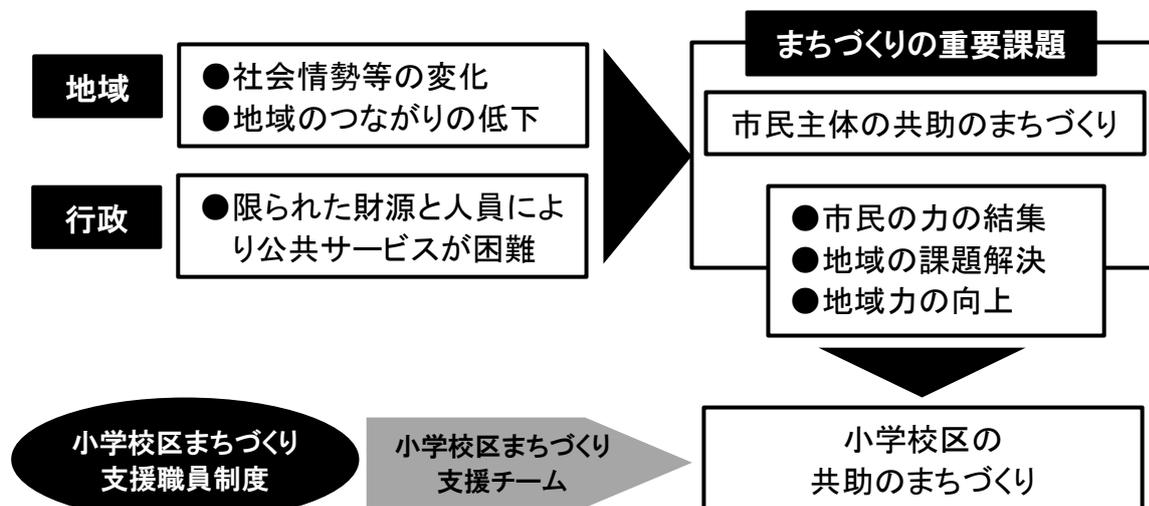
行政も限られた財源と人員から、細部にわたり市民ニーズに応える公共サービスを提供していくことは困難な状況を迎えつつある。

今後もこうした状況が一層進むことが予想されることから、市民の力を地域で結集し、市民が主体となって地域の課題を考え、解決していく共助のまちづくりを推進することにより、地域の課題解決の力(地域力)を向上させ、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めることが重要な課題となっている。

市では第5次総合計画において、小学校区を基本的な単位とし、福祉・子育て・防犯・防災などの様々な分野について、地域の課題やその解決方法を協議するまちづくり協議会の設立を進めていくこととしている。また、「市民参加・協働のまちづくりプラン」や「行政経営改革実施計画」においても、小学校区単位のまちづくりの推進とともに、その支援方策として地域担当職員制度を位置づけしている。

全国的には「自治体と住民の協働による公共サービスの提供や地域課題の解決」を目指す施策の一つとして、職員を地域の担当者として配属し、住民とともに地域課題の解決を図る「地域担当職員制度」が多くの自治体で導入されている。

白井市においても、新たに「小学校区まちづくり支援職員制度」(地域担当職員制度)を創設し、市職員で構成する「小学校区まちづくり支援チーム」を設置し、人的支援を行うことにより、小学校区における市民主体の共助のまちづくりを市との協働で推進していくこととする。



2. 小学校区のまちづくりと地域担当職員制度の政策的位置づけ

第5次総合計画(平成28年3月策定)

重点戦略3 拠点創造プロジェクト

3-2 (1) 小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進

各小学校区で福祉・子育て・防犯・防災などの様々な分野について、地域の課題やその解決方法を協議するまちづくり協議会の設立を進めます。

市民参加・協働のまちづくりプラン(平成25年2月策定)

「小学校区を基礎としたまちづくり組織の設立」

小学校区などの広域な区域において、自治会長や地区社会福祉協議会などの地域の様々な団体が主体となり、情報交換や地域課題に着目し、解決するための取り組みを検討・実施するまちづくり組織の設立を推進します。

[具体的な事業]

協議会組織の設立と各小学校区への地域担当職員の配置を位置付け

白井市行政経営指針(平成29年3月策定)

基本方針1「市民自治のまちづくり」

2. 「地域コミュニティづくりの推進」

各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

白井市行政経営改革実施計画(平成30年2月策定)

[取組項目]

地域担当職員制度導入による地域づくり支援

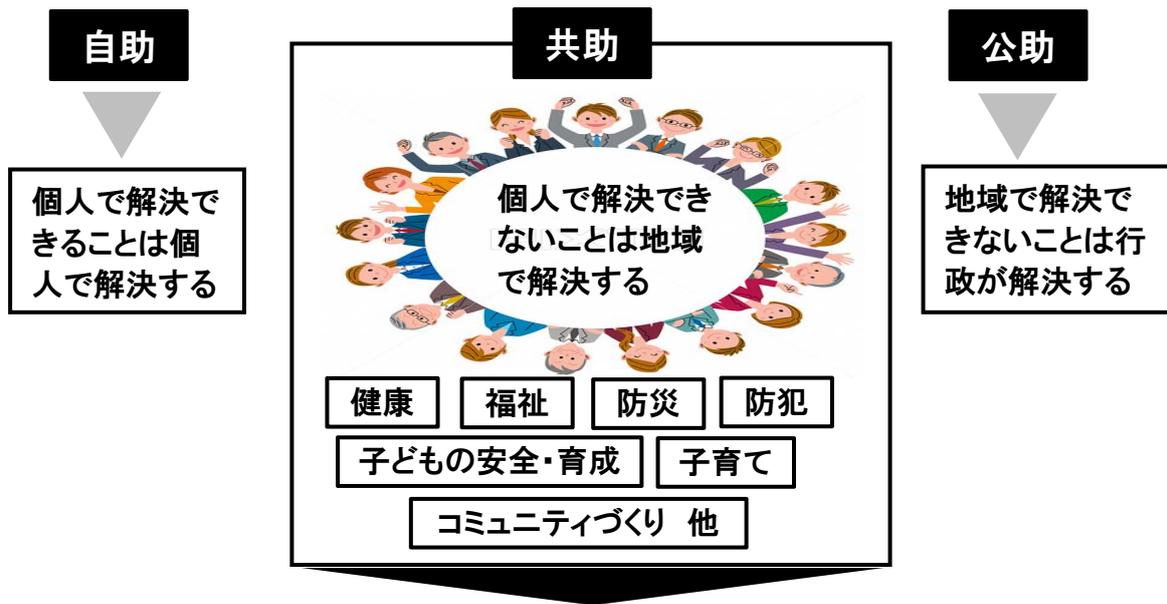
小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

白井市行政経営改革実施計画(平成30年2月策定)

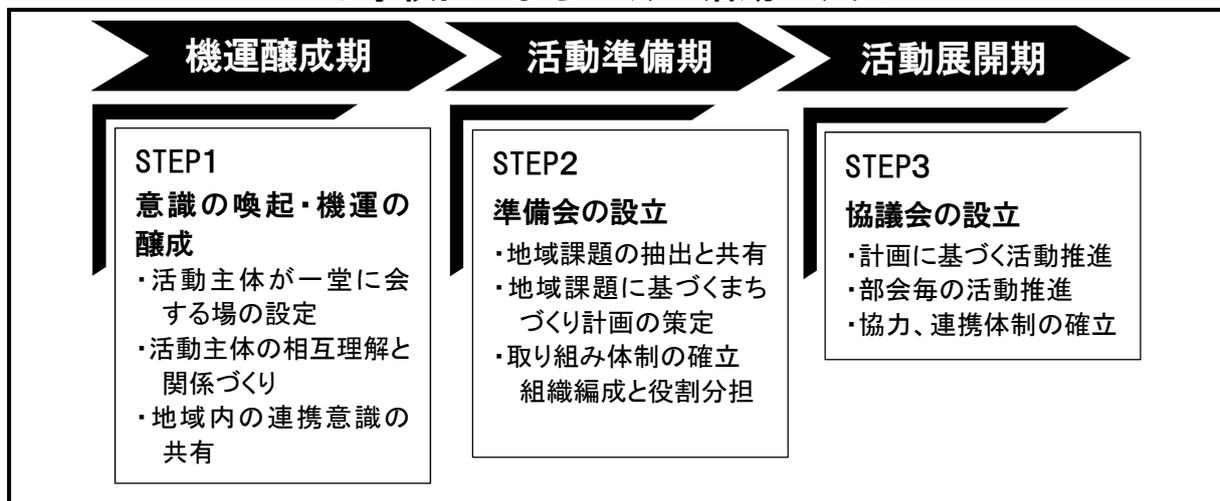
[取組項目]

まちづくり協議会設立の促進

3. 小学校区のまちづくりのイメージ



小学校区のまちづくりの活動ステップ



4. 地域担当職員制度とは

地域担当職員制度は、一般的に「職員を地域の担当者として配属し、住民とともに地域課題の解決を図る制度」と言われるが、自治体毎の政策方針や地域の実情により、名称、考え方、内容、仕組み等が多様であり、全国事例に基づく現状と課題をもとに、白井市の政策方針・庁内や地域の実情に合わせ検討のうえ導入することが大切である。

地域担当職員制度

職員を地域の担当者として配属し、住民とともに地域課題の解決を図る制度

定義

地域自治組織の事務や活動に関する相談、行政との連絡・協議などについて、特定の市町村職員を担当者とし、地域自治組織に対する行政の窓口の役割を持たせている制度」

「自治体職員が地域のコミュニティや住民、各種団体等の担当職員となり、地域の問題・課題の解決や積極的なまちづくりに向けて共に考えていこうとするしくみ」

「単位自治会や連合会、あるいは校区単位など、基本的に基礎自治体内を網羅する形で区分された一定の地区ごとに、当該地区を担当する人材を配置し、行政上の課題や要望等の聴取、各種地区別計画の策定支援など、住民・行政間の連絡・調整機能を担う制度」

名称

地域担当職員制度、地区担当職員制度、地域パートナー制度、地域支援職員制度、地域サポート職員制度、地域サポーター制度、地区地域支援員制度、校区担当職員地域連絡員制度、地域活動活性化推進員制度、住民が参画する協働のまちづくり地区担当制度、まちづくり協議会特派員制度、まちづくり担当職員制度

利点

- ①市民との相互理解と信頼関係の創出によるまちづくり
- ②市役所と住民とのパイプ役による縦割り行政の是正
- ③OJTとして職員の新たな能力形成

自治体毎の政策方針や地域の実情により
多様な形態による取り組み

全国事例に基づく現状と課題をもとに、
白井市の政策方針・庁内や地域の実情に合わせ
検討のうえ導入することが大切である

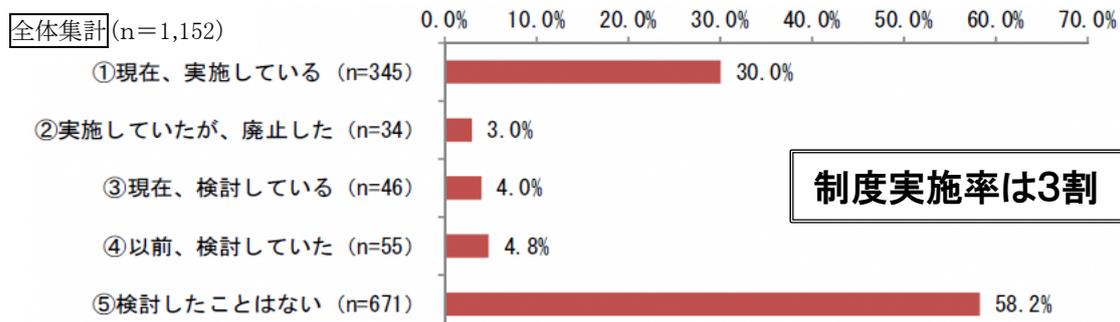
5. 自治体における「地域担当職員制度」の動向

一般財団法人地方自治研究機構が実施した全国自治体向けアンケート調査結果より、地域担当職員制度の動向は下記のとおりである。

調査時期:平成28年7月19日から8月31日
 調査対象:全国の市区町村 サンプル数:1741団体
 回答数:1152団体 回収率66.2%

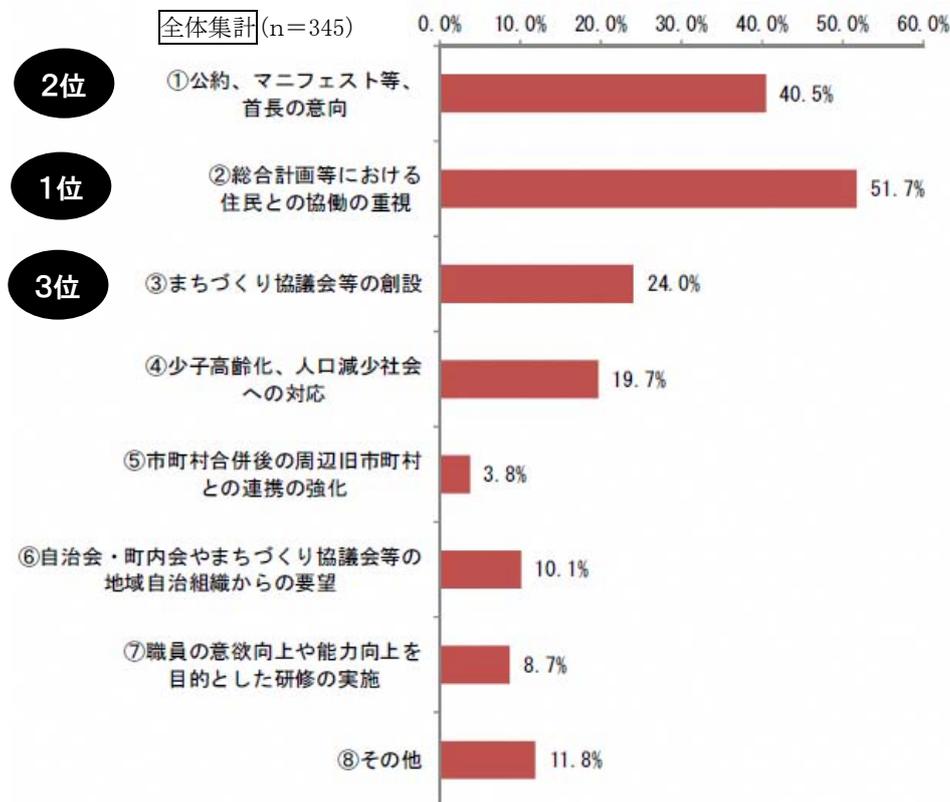
[出典] 地域担当職員制度に関する調査研究 11頁～88頁より一部抜粋
 発行:平成29年3月 一般財団法人地方自治研究機構

1. 地域担当職員制度の実施状況



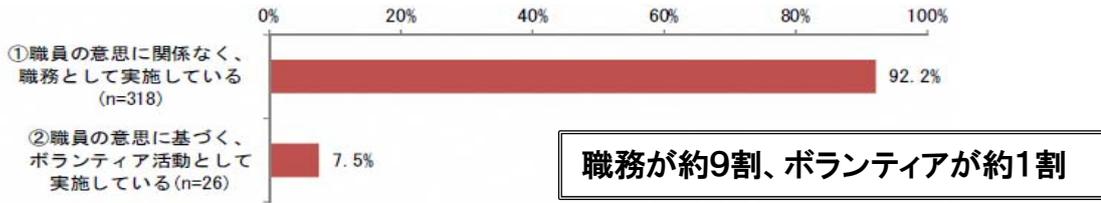
制度の実施状況は、「実施している」は30.0%で、自治体規模別集計では「政令指定都市」が46.2%と最も高く、「10万未満」は30.0%となっている。

2. 地域担当職員制度実施の契機・目的



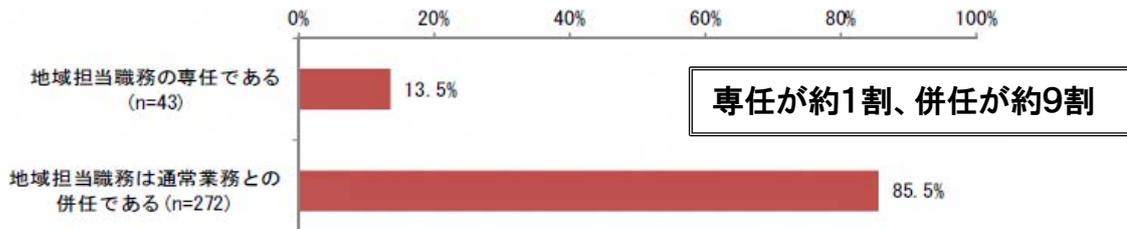
制度実施の契機・目的は、「総合計画等における住民との協働の重視」(51.7%)、「公約、マニフェスト等、首長の意向」(40.5%)、「まちづくり協議会等の創設」(24.0%)と続いている。

3. 地域担当職員制度の位置づけ 全体集計 (n=345)



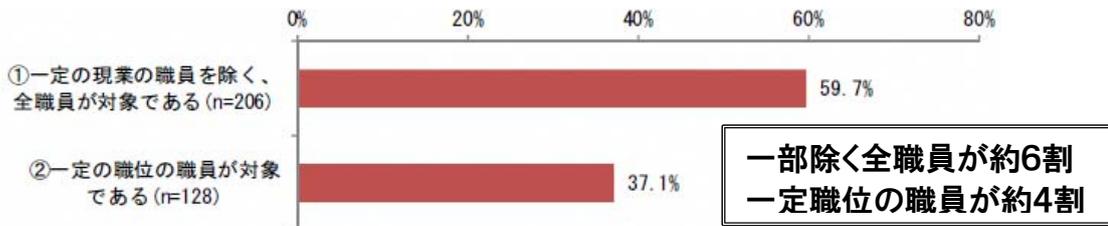
制度の位置づけは、「職員の意思に関係なく、職務として実施している」(92.2%)となっている。

(1) 「職員の意思に関係なく職務として実施している場合」の位置づけ (n=318)



職務としての位置づけは、「専任」(13.5%)、「通常業務との併任」(85.5%)となっている。

4. 地域担当職員制度の対象となる職員の範囲 全体集計 (n=345)



対象となる職員の範囲は、「一定の現業の職員を除く全職員」(59.7%)、「一定の職位の職員」(37.1%)となっている。

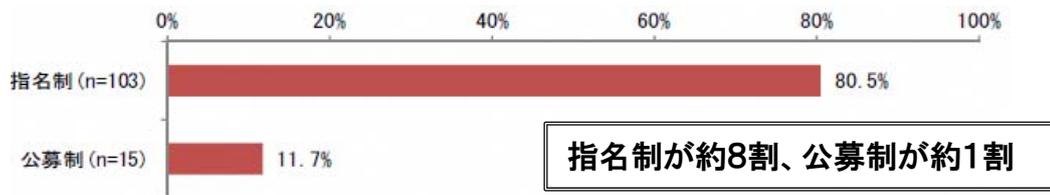
5. 地域担当職員の選任方法

(1) 一定の現業の職員を除く、全職員が対象である場合・・・ (n=206)



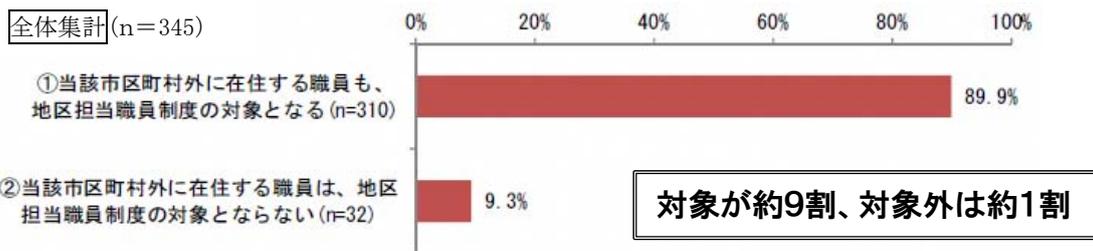
「指名制」(62.1%)、「公募制」(15.0%)となっている。

(2) 一定の職位の職員が対象である場合・・・ (n=128)



「指名制」(80.5%)、「公募制」(11.7%)となっている。

6. 市区町村外に在住する職員も対象になるか否か



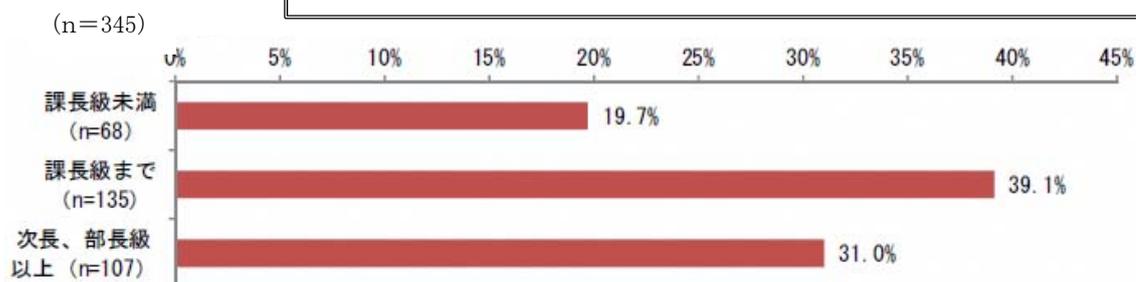
「当該市区町村外に在住する職員も対象となる」(89.9%)、「当該市区町村外に在住する職員は対象とならない」(9.3%)となっている。

7. 配属される地区は、職員の住所地が考慮されるか否か



「原則、職員の住所地に配属する」(47.2%)、「職員の住所地は、特に考慮しない」(47.0%)、「原則、職員の住所地外に配属する」(4.9%)となっている。

8. 配属する職位の内訳



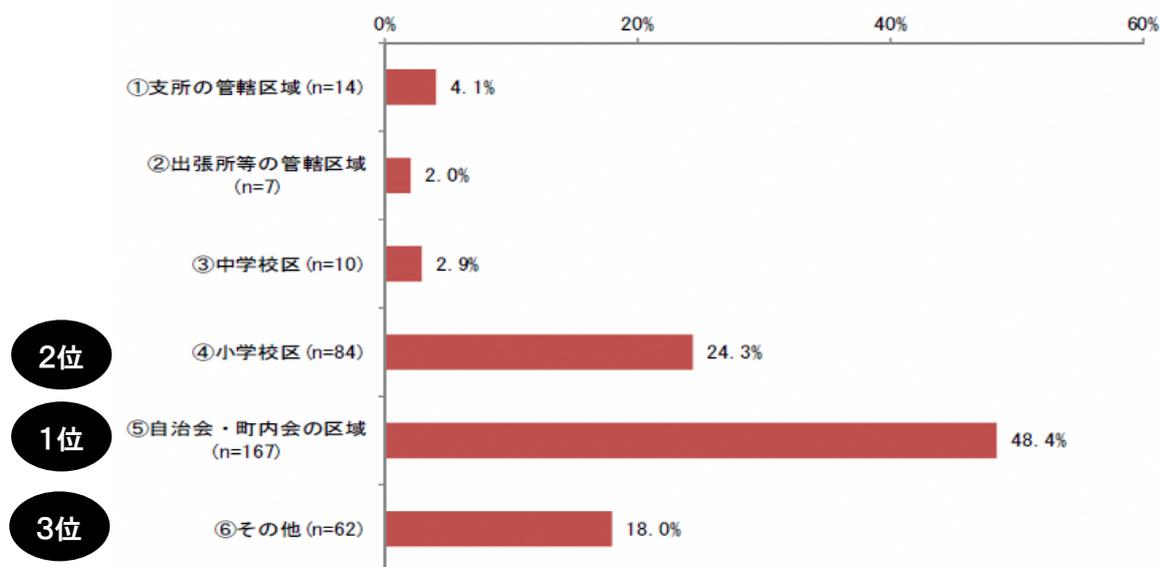
※「(6) 職位の内訳」をグラフ化するに当たり、以下3つに区分した。

1. 課長級未満：地域担当職員の全員が課長級未満の職位（主事、主任、係長〔主査・副主幹など〕、課長補佐〔主幹など〕）
2. 課長級まで：地域担当職員の全員が課長級までの職位（課長〔副参事〕）
3. 次長、部長級以上：地域担当職員に次長・部長以上の職位がある（次長〔参事〕、部長〔参事〕）

「課長級まで」(39.1%)、「次長、部長級以上」(31.0%)、「課長級未満」(19.7%)となっている。

9. 担当地域の規模

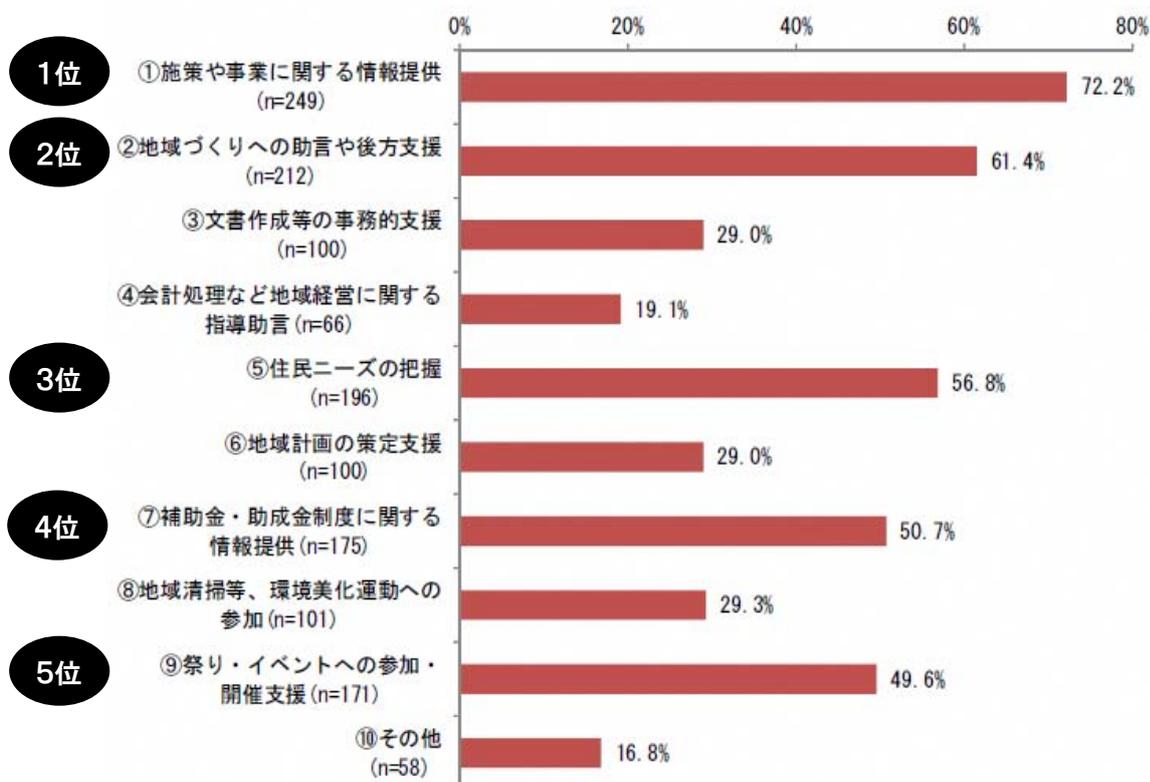
全体集計 (n=345)



「自治会・町内会の区域」(48.4%)、「小学校区」(24.3%)、「その他」(18.0%)となっている。自治体規模別集計では人口10万未満の市区は、「小学校区」(45.5%)、「自治会・町内会」(26.8%)、町村は、「自治会・町内会の区域」(84.0%)、小学校区(5.1%)となっている。

10. 地域担当職員の役割・活動内容

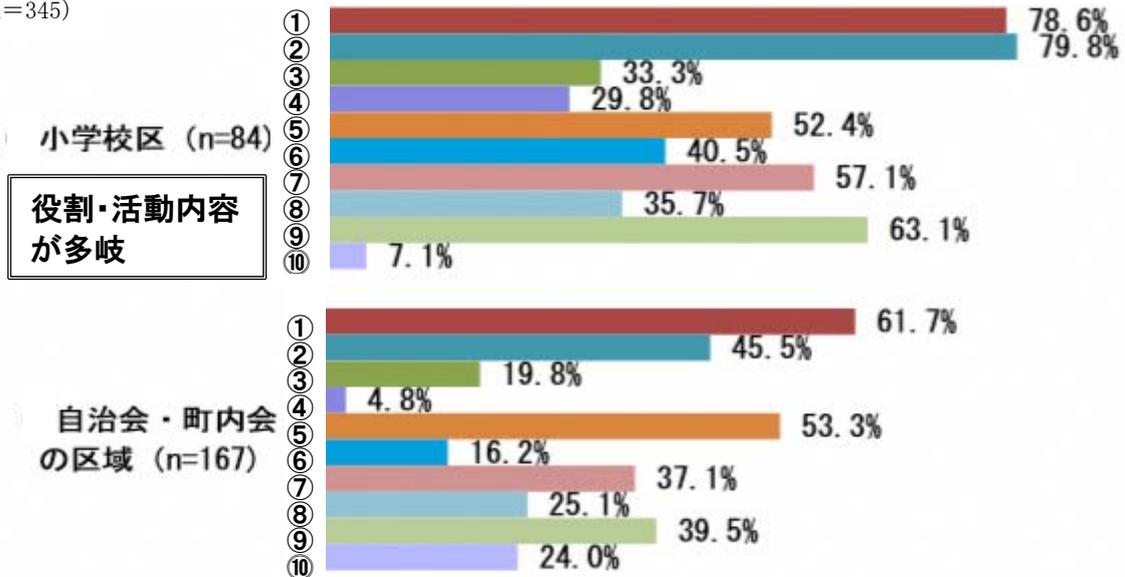
全体集計 (n=345)



「施策や事業に関する情報提供」(72.2%)、「地域づくりへの助言や後方支援」(61.4%)、「住民ニーズの把握」(56.8%)、「補助金・助成金制度に関する情報提供」(50.7%)、「祭り・イベントへの参加・開催支援」(49.6%)が続いている。

担当地域別(「小学校区」・「自治会・町内会の区域」)の地域担当職員の役割・活動内容

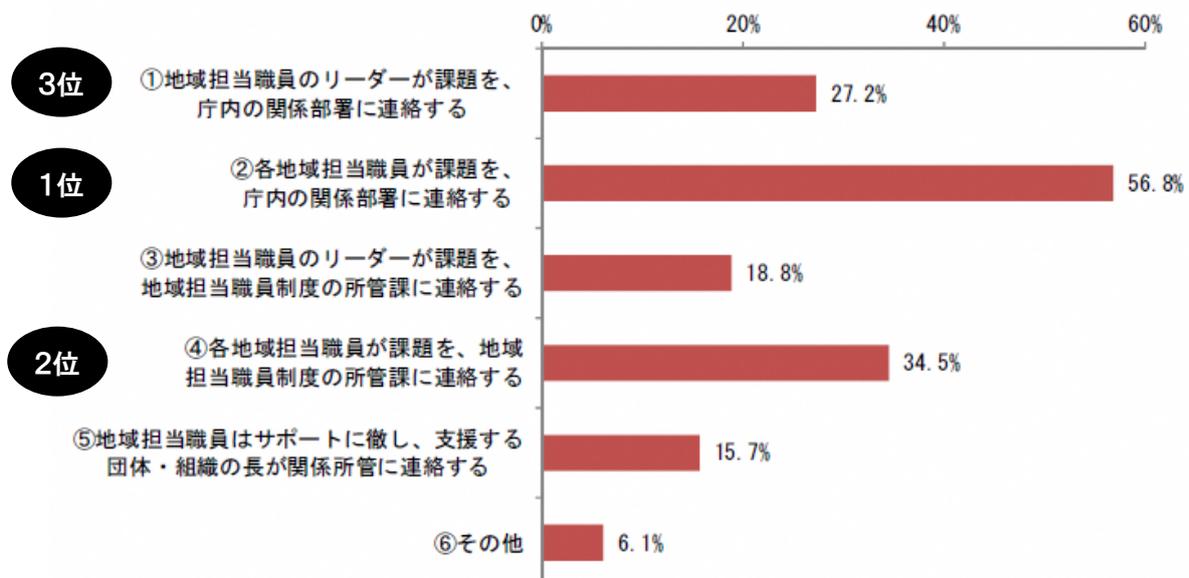
(n=345)



「小学校区」が「自治会・町内会の区域」に比べ、地域担当職員の役割・活動内容が多岐にわたっており、特に「地域づくりへの助言や後方支援」(小学校区79.8%、自治会・町内会の区域45.5%)、「会計処理など地域経営に関する指導助言」(小学校区29.8%、自治会・町内会の区域4.8%)、「地域計画の策定支援」(小学校区40.5%、自治会・町内会の区域16.2%)、「祭り・イベントへの参加・開催支援」(小学校区63.1%、自治会・町内会の区域39.5%)が顕著に高くなっている。

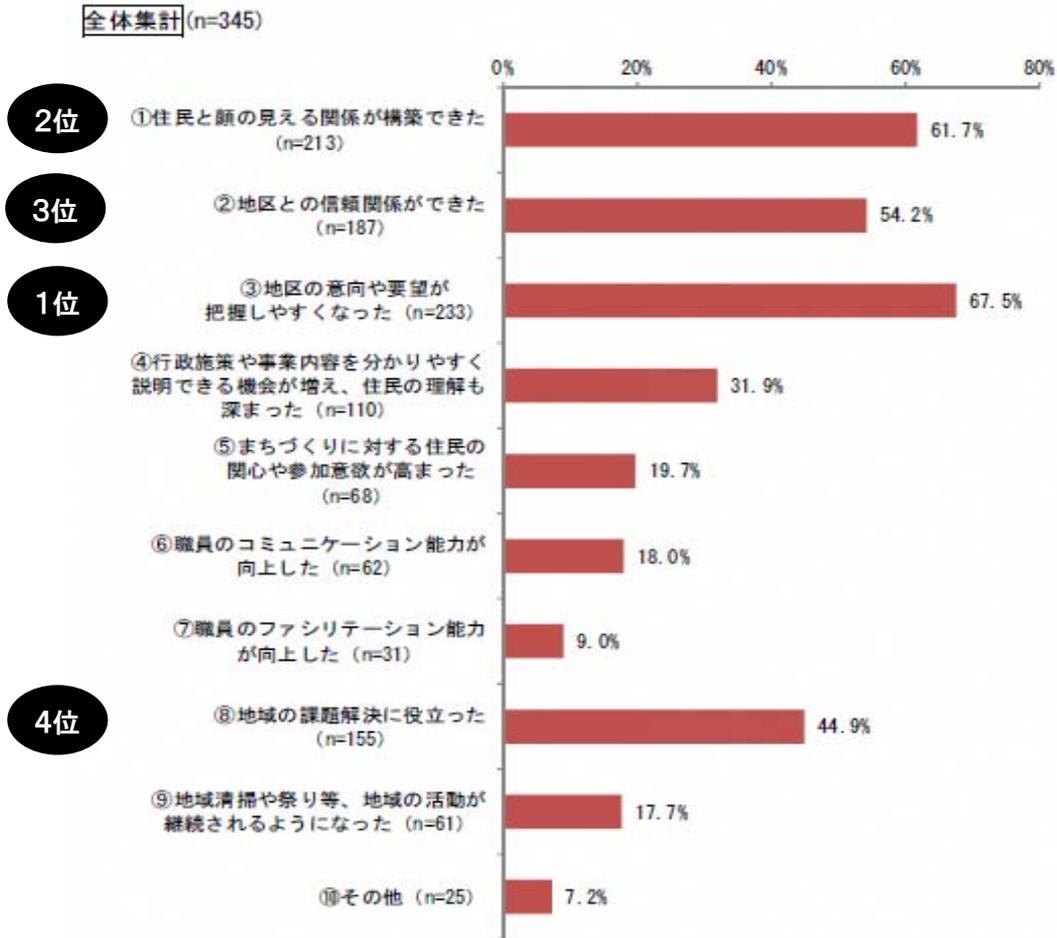
11. 把握した地域課題に対する職員の行動

全体集計 (n=345)



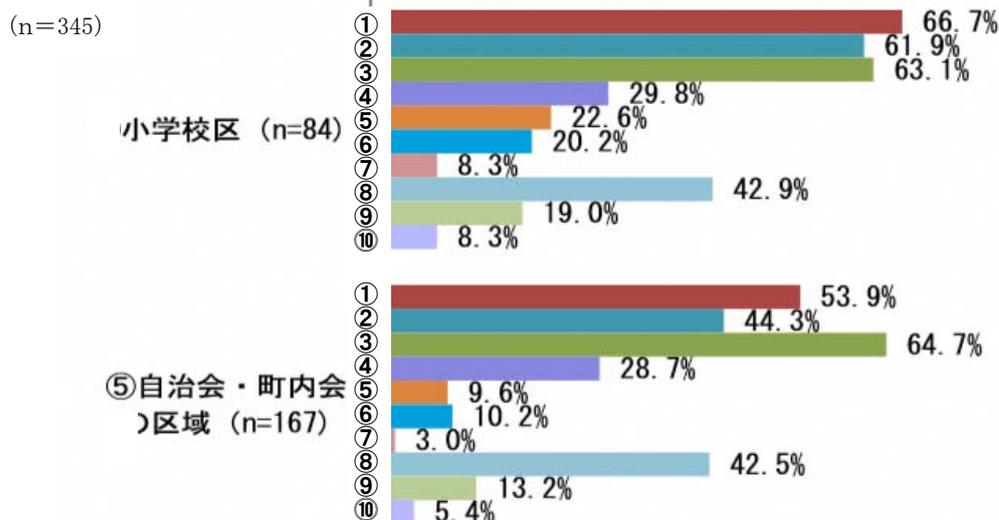
「各各地域担当職員が課題を庁内の関係部署に連絡する」(56.8%)、「各各地域担当職員が課題を地域担当職員制度の所管課に連絡する」(34.5%)、「地域担当職員のリーダーが課題を庁内の関係部署に連絡する」(27.2%)が続いている。

12. 地域担当職員制度の成果



「地区の意向や要望が把握しやすくなった」(67.5%)、「住民と顔が見える関係が構築できた」(61.7%)、「地区との信頼関係ができた」(54.2%)、「地域の課題解決に役立った」(44.9%)が続いている。

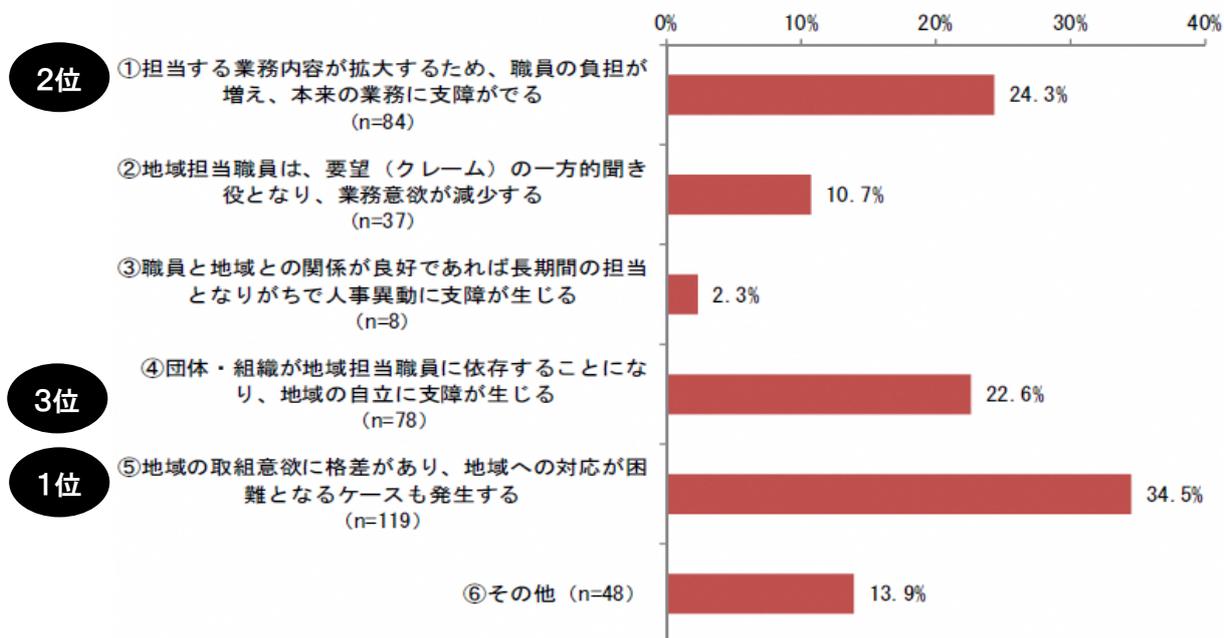
担当地域別(「小学校区」・「自治会・町内会の区域」)の地域担当職員制度の成果



「小学校区」が「自治会・町内会の区域」に比べ、「地区との信頼関係ができた」(小学校区61.9%、自治会・町内会の区域44.3%)、「まちづくりに対する住民の関心や参加意欲が高まった」(小学校区22.6%、自治会・町内会の区域9.6%)、「住民と顔が見える関係が構築できた」(小学校区66.7%、自治会・町内会の区域53.9%)、「職員のコミュニケーション能力が高まった」(小学校区20.2%、自治会・町内会の区域10.2%)が高くなっている。

13. 地域担当職員制度の課題と対応策

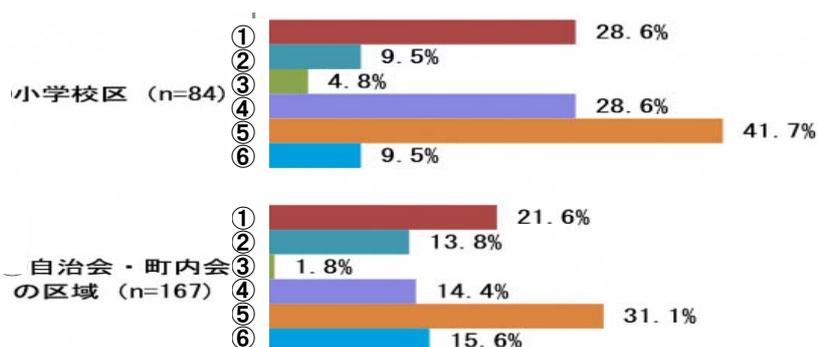
全体集計 (n=345)



「地域の取組意欲に格差があり、地域への対応が困難となるケースも発生する」(34.5%)、「担当する業務内容が拡大するため、職員の負担が増え、本来の業務に支障がでる」(24.3%)、「団体・組織が地域担当職員に依存することになり、地域の自立に支障が生じる」(22.6%)が続いている。

担当地域別(「小学校区」・「自治会・町内会の区域」)の地域担当職員制度の課題と対応策

(n=345)



「小学校区」が「自治会・町内会の区域」に比べ、「団体・組織が地域担当職員に依存することになり、地域の自立に支障が生じる」(小学校区28.6%、自治会・町内会の区域14.4%)、「地域の取組意欲に格差があり、地域への対応が困難となるケースも発生する」(小学校区41.7%、自治会・町内会の区域31.1%)、「担当する業務内容が拡大するため、職員の負担が増え、本来の業務に支障がでる」(小学校区28.6%、自治会・町内会の区域21.6%)が高くなっている。

6. 全国自治体の動向に基づく白井市の制度創設に向けて

小学校区の共助のまちづくりの推進に向けた「小学校区まちづくり支援職員制度」（地域担当職員制度）の創設にあたっては、全国自治体の地域担当職員制度の事例に基づく現状と課題をもとに、白井市の政策方針・庁内及び地域の実情を整理すると下記のとおり表せる。

全国自治体の現状

1. 制度実施の契機・目的

①「住民との協働の重視」、「首長の意向」、「まちづくり協議会等の創設」が上位を占める。

2. 職員配置

①通常業務との併任にて職務として指名制により職員を配置している傾向。

②在住地は問わないが、配属地域は住所地に配属、特に考慮しないと様々。

③課長級未満だけの配置は少数で、課長級・次長・部長級も含めた配置が主。

④対象地域は、「自治会・町内会の区域」または「小学校区」が主。

3. 地域課題への対応

①「各地域担当職員が課題を庁内の関係部署に連絡する」が多い。

4. 小学校区に配置する場合の特徴（自治会・町内会に配置した場合との比較）

①役割や内容が多岐にわたる傾向がみられ、特に「地域づくりへの助言や後方支援」、「会計処理など地域経営に関する指導助言」、「地域計画の策定支援」、「祭り・イベントへの参加・開催支援」が顕著に多い。

②成果として「地区との信頼関係ができた」、「まちづくりに対する住民の関心や参加意欲が高まった」、「住民と顔が見える関係が構築できた」、「職員のコミュニケーション能力が高まった」が多い。

③課題として「団体・組織が地域担当職員に依存することになり、地域の自立に支障が生じる」、「地域の取組意欲に格差があり、地域への対応が困難となるケースも発生する」、「担当する業務内容が拡大するため、職員の負担が増え、本来の業務に支障がでる」が多い。

全国自治体の課題

①支援のバランス

- ・過大な支援は自立、自律を阻害
- ・地域への押しつけによる反発、不信

②職員による適切な地域支援

- ・熱意と一定の知識、経験
- ・コーディネート能力

③職員の業務量・負担感の増加

- ・夜間、休日の業務量増加による負担
- ・職員人件費の増加
- ・本業務と併任業務との調整

④行政関係部課等との役割分担

- ・自治体内における地域課題の調整

庁内及び地域の実情

庁内

①業務分担としての小学校区担当制

市民活動支援課、健康課、高齢者福祉課（地域包括支援センター）、社会福祉協議会
⇒小学校区割りにより業務分担が主

②時間外勤務が経年的に増加傾向

併せて時間外勤務に要する人件費も増加

地域

- ①担い手となる人材不足
- ②地域の団体間のつながりの弱さ
- ③地域主体の意識の醸成が必要

白井市の政策方針

第5次総合計画 重点戦略3 拠点創造プロジェクト

3-2 (1) 小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進

市民参加・協働のまちづくりプラン

白井市行政経営改革実施計画

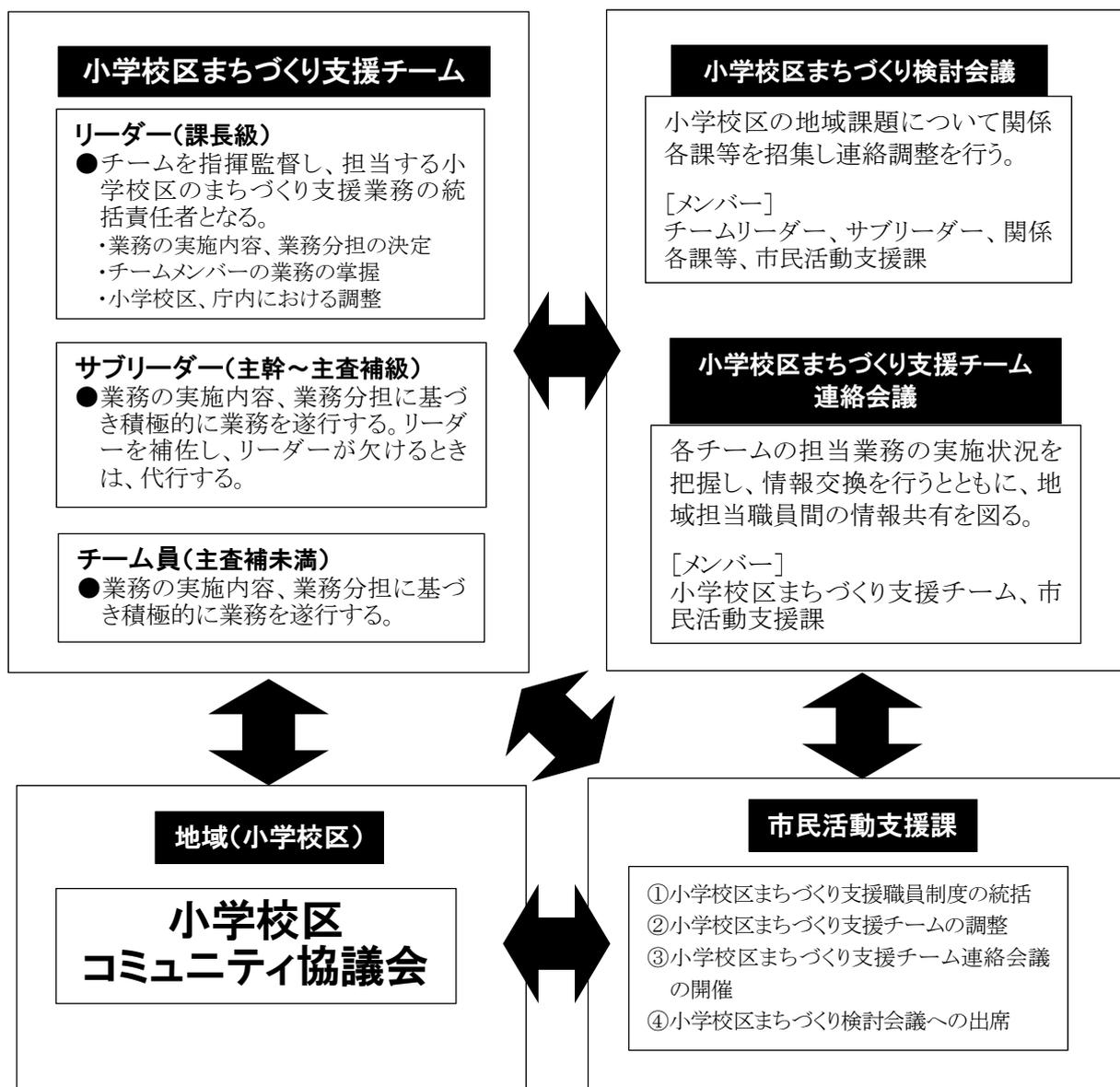
7. 白井市の制度概要と庁内体制

前頁に整理した、全国自治体の地域担当職員制度の事例に基づく現状と課題、白井市の政策方針、庁内と地域の実情を踏まえ、小学校区の市民主体の共助のまちづくりを支援する地域担当職員制度の概要は次のとおりである。

	概要
制度趣旨	小学校区での市民主体の共助のまちづくりを市との協働により推進していくため、市職員で構成するチームを編成し、人的支援を行う。
制度名称	小学校区まちづくり支援職員制度 [所管]市民活動支援課 [理由] 全国的には地域担当職員制度が一般的名称であるが、個々の自治会等の地域住民組織から対象地域に関するあらゆることに対応する職員という印象を与えることから、制度趣旨を表した名称とする。
配置単位	小学校区 [理由]小学校区での市民主体の共助のまちづくりの推進を支援するため。
名称	小学校区まちづくり支援チーム
選任方法	公募制 [対象]熱意のある正規職員(職種・職歴・年齢・所属部署・在住地の条件なし) ※チーム編成時に地域性、構成体制を考慮し調整を行う。
チームの人数・構成	5名程度 [チームに望まれる要件]…熱意、地域へのネットワーク、コーディネート力 ①リーダー:課長級(1名) ②サブリーダー:主幹～主査補級(2名) ③チーム員:主査補未満(2名)
任期	2年 異動があっても任期中は継続とし、小学校区との継続的な関係を保つため、2年毎に半数程度交代するローテーション入替制とする。
チームの役割	地域力を引き出すためにコーディネート機能を発揮し、市民の主体的な活動のサポート役に徹することとし、市民と行政との新しい接合点とし触媒の役割を果たすものとする。
職務	小学校区コミュニティ協議会準備会(以下、準備会)、小学校区コミュニティ協議会(以下、協議会)に係る人的支援 ①準備会、協議会設立への情報提供・助言 ②準備会、協議会への出席及び円滑な運営への情報提供・助言 ③小学校区のまちづくり計画の策定 ④小学校区の地域課題解決への情報提供・助言 ⑤準備会・協議会と市との連絡調整 ・事務局的な仕事(庶務や会計の事務代行)、個人的又は自治会等の単独組織からの要望・苦情等の対応は、職務外とする。 ・支援チームの職務により業務量が増加することから、リーダーがメンバーの業務量を適宜確認し、過度な負担がかかりすぎないように留意するとともに、必要に応じて業務内容や役割分担の調整を行うものとする。
処遇	職務に定められた会議や取り組み等に関わる業務が、平日夜間、土日の場合、時間外勤務手当にて対応する。(課長級は管理職員特別勤務手当) また、チームに選任された職員は、人事評価の査定対象となるよう今後内部調整を行う。

本制度の運用による小学校区の共助のまちづくりの推進体制は下記のとおりとし、小学校区コミュニティ協議会・小学校区まちづくり支援チーム・市民活動支援課が相互に協力・連携し、必要に応じて小学校区まちづくり検討会議、小学校区まちづくり支援チーム連絡会議の開催を通じて地域課題の連絡調整や支援チーム間の情報交換を行うものとする。

また、これら一連の取り組みにおいては、協働の基本原則にのっとり、目的を共有し、自主性を尊重し合いながら相互理解につとめ、対等で相互に自立した関係を保ち、情報の公開に努め活動していくことが大切となる。



協働の基本原則



8. 制度運用までのスケジュール

	庁内	地域(小学校区)
7月	●市民活動推進委員会にて審議	
8月	●行政経営戦略会議にて審議	
9月	●小学校区まちづくり支援職員制度実施要綱の制定	●小学校区まちづくり支援職員制度を導入する小学校区の検討
10月	●職員公募の実施 ●職員説明会の開催 ↓	↓
11月	●小学校区まちづくり支援チームメンバーの選定	
12月	●小学校区まちづくり支援チームの結成	●小学校区まちづくり支援職員制度を導入する小学校区の選定
1月	●小学校区まちづくり支援チームの活動開始	

9. 協働による「小学校区の市民主体による共助のまちづくり」の推進イメージ

